

ひめネット(検)第10-1号

平成30年10月24日

〒790-0951

愛媛県松山市天山3丁目13-12

株式会社アメニティーハウス

代表取締役社長 大谷 敦史 殿

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町二丁目2番11号

特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之

## 再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年12月18日に、当法人から、貴社の使用する建物賃貸借契約書（以下、「本建物賃貸借契約書」といいます。）について、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる文言について、是正の申入れをさせていただきました。また本年2月28日には、ご回答をお願いするご連絡をさせていただきましたが、貴社の見解や対応について、未だご回答をいただけておりません。

本建物賃貸借契約書の是正は、トラブルを未然に防ぐという意味で、貴社にとっても良き結果となり得るものと考えております。貴社の見解や対応を11月26日(月)までにご回答いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

当法人は、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題の専門家を中心に構成されているNPO法人で、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止、救済のために活動を行っております。本年6月19日には、内閣総理大臣により消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました。(同封のパンフレットをご参照ください。)

再申入れにも関わらず、何らの回答もいただけない場合には、貴社が本建物賃貸借契約書を用いて、今後も不特定かつ多数の消費者との間で契約の申込又はその承諾の意思表示を行

うものと捉えざるを得ません。その際は、誠に残念ですが、当法人は適格消費者団体として、これら不当行為の供用物である本建物賃貸借契約書の使用の差止を求める訴訟（消費者契約法第12条）を、貴社に対し提訴することを検討いたしますので、悪しからずご承知起き下さい。

本書面と行き違いにご回答をいただいております節には、悪しからずご容赦願います。

敬具

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3階 野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277